

社会福祉法人つつじ会

石巻蛇田デイサービスセンター
運営規程

社会福祉法人つつじ会
石巻蛇田デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つつじ会石巻蛇田デイサービスセンターが行う通所介護事業所及び通所型介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、高齢者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、「日常生活の基本動作がほぼ自立し、状態が維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した自立支援と「目的指向型」のサービス提供を推進する観点から、ケアマネジメントを徹底するとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、別に定める通所介護計画書並びに通所型介護サービス計画書を作成するに当たっては、利用者の心身の状態及び希望、そしてその置かれている環境を踏まえて、機能維持訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する。またその計画を利用者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定し交付するものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名 称 石巻蛇田デイサービスセンター
- (2) 種 別 指定通所介護事業所
指定通所型介護サービス事業所
- (3) 所在地 宮城県石巻市蛇田字小斎 61番地1

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員は一部兼務とし、その職種、職員数及び職務内容は次表のとおりとする。

職種	職員数	職務内容
管理者	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い、必要な業務を指揮監督する。
生活相談員	1名以上 (うち1名以上、介護職員と兼務)	利用者の状況を把握し自立支援のための必要な相談業務とそれに付随する業務を行い、関係機関との調整を行う。
介護職員	5名以上 (うち1名以上、生活相談員と兼務)	利用者の自立支援に資するよう必要な介護援助業務とそれに付随する業務に従事する。
看護職員	1名以上 (うち1名以上、機能訓練指導員と兼務)	看護、介護業務並びに保健衛生業務等を行う。
機能訓練指導員	1名以上 (うち1名以上、看護職員と兼務)	日常生活やレクリエーション等を通じて実施する機能維持訓練の指導、リスク管理、計画書や評価表の作成、居宅訪問等を行う。

2 事業所の設備及び備品等は、共用で使用するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 当事業所において、同時に通所介護の提供を受けることができる利用者は、35人までとする。

(通所介護並びに通所介護型サービス事業所の内容及び費用)

第7条 通所介護並びに通所介護型サービス事業所の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 送迎の提供
- (2) 食事の提供

- (3) 機能維持訓練
- (4) 入浴の提供
- (5) 身体介護の提供
- (6) 日常生活上の相談
- (7) その他

2 利用者から次の費用を請求できる。

- (1) 利用者に対する介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとし、該当する介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- (2) 利用者の選定により事業所が提供した法定代理受領以外のサービスについては、厚生労働大臣が定める基準額とする。
- (3) 食事の提供に係る利用料

利用者に提供する食材料費及び調理に係る費用

650円/1食

- (4) オムツ代

リハビリパンツM	1枚につき	140円
リハビリパンツL、LL	1枚につき	170円
紙オムツM、L、LL	1枚につき	150円
フラット	1枚につき	50円
尿取りパット	1枚につき	30円

- (5) 前各号に掲げるものの外、通所介護並びに通所型介護サービスの内容及び費用の提供において提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適當と認められるもの。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、重要事項説明書別紙1に掲げる石巻圏域町名・字名一覧表のうち、○印を付した区域に限るものとする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第9条 事業所は利用者にサービスを提供するにあたり次の各号に留意するものとする。

- (1) 事業所は、利用者に対し適切な通所介護及通所型介護サービスの内容及び費用を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。
- (2) 事業所は、介護職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- (3) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるもの

のとする。

- (4) 事業所は、該当事業所において感染症（コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症等）が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 緊急時等の対応は次のとおりとする。

- (1) 利用者に身体的異常が見られた場合は、家族に連絡するとともに、その程度に応じて主治医に連絡をとり主治医の指示に従うものとする。
- (2) 送迎中、交通事故等が発生した場合は、同乗者の安全確保を速やかに行い、その後、管理者に連絡を入れその指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、社会福祉法人つづじ会消防計画書に基づき、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（秘密保持等）

第12条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 本事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じるものとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（苦情処理）

第13条 事業所は、社会福祉法人つづじ会苦情解決要綱に基づき、その提供了したサービスに関する契約者からの苦情に対しては、重要事項説明書第5の定めに基づき、適切に対応するものとする。

（虐待防止）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待・身体拘束等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待・身体拘束防止のために必要な処置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族当高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見し

た場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

- 第15条 感染症対策委員会を設置し衛生管理健康管理制度等の予防対策と発生時の対策を整備し感染症の発生時に備えて感染症の発生を確認した場合早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ蔓延防止に努める。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(勤務体制の確保)

- 第16条 認知症患者が今後増加する事を踏まえ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い認知症の人の尊厳の確保する為、無資格者への認知症介護基礎研修の受講の実施を行るものとする。
- 2 事業者の職員もしくは利用者へ各ハラスメントなど行為の防止の為、相談・被害防止・被害者への配慮・介護現場におけるハラスメントへの取り組みを実施するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡をするとともに、施設のマニュアルに基づき、必要な措置を講じます。

(個人情報の取り扱い)

- 第18条 事業所は、利用者又は家族から知り得た個人的な情報は別に定める事業所個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(職員の研修)

- 第19条 事業所は職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
- (1) 内部・外部研修 年に複数回実施

(利用料金)

- 第20条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。尚、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅介サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(従業者の就業環境)

第23条 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項等は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。